

第4章 条例の適正な運用

1 政務活動費運営協議会の設置

条例の適正な運用を図るためにには、条例の執行過程で具体的に生じる課題に対して、議会として統一的に対応することが求められる。そのため、条例の運用に関して協議及び調整する機関を設置する必要がある。そこで各会派の代表者及び政務活動費の交付を受けている議員で会派に所属していない者から成る政務活動費運営協議会を設置するものとする。

なお、協議会の設置に関しては、別に設置要領を定める。

2 協議会の役割等

協議会は、基本的には条例の適正な運用を図るため協議及び調整する機関であるが、議長の調査権の行使にかかわっては、必要に応じて議長の諮問を受けて提言等を行うこともあり得るものとする。なお、協議会では、政務活動費の制度にかかわる課題、政務活動費の額などについては協議しない。

協議会を構成する者は、協議事項について全会一致を得られるよう誠意をもって努めるものとする。